

# 多核種除去設備等処理水の放出に伴い 風評被害が発生した場合の賠償基準について【全業種共通】

**TEPCO**

---

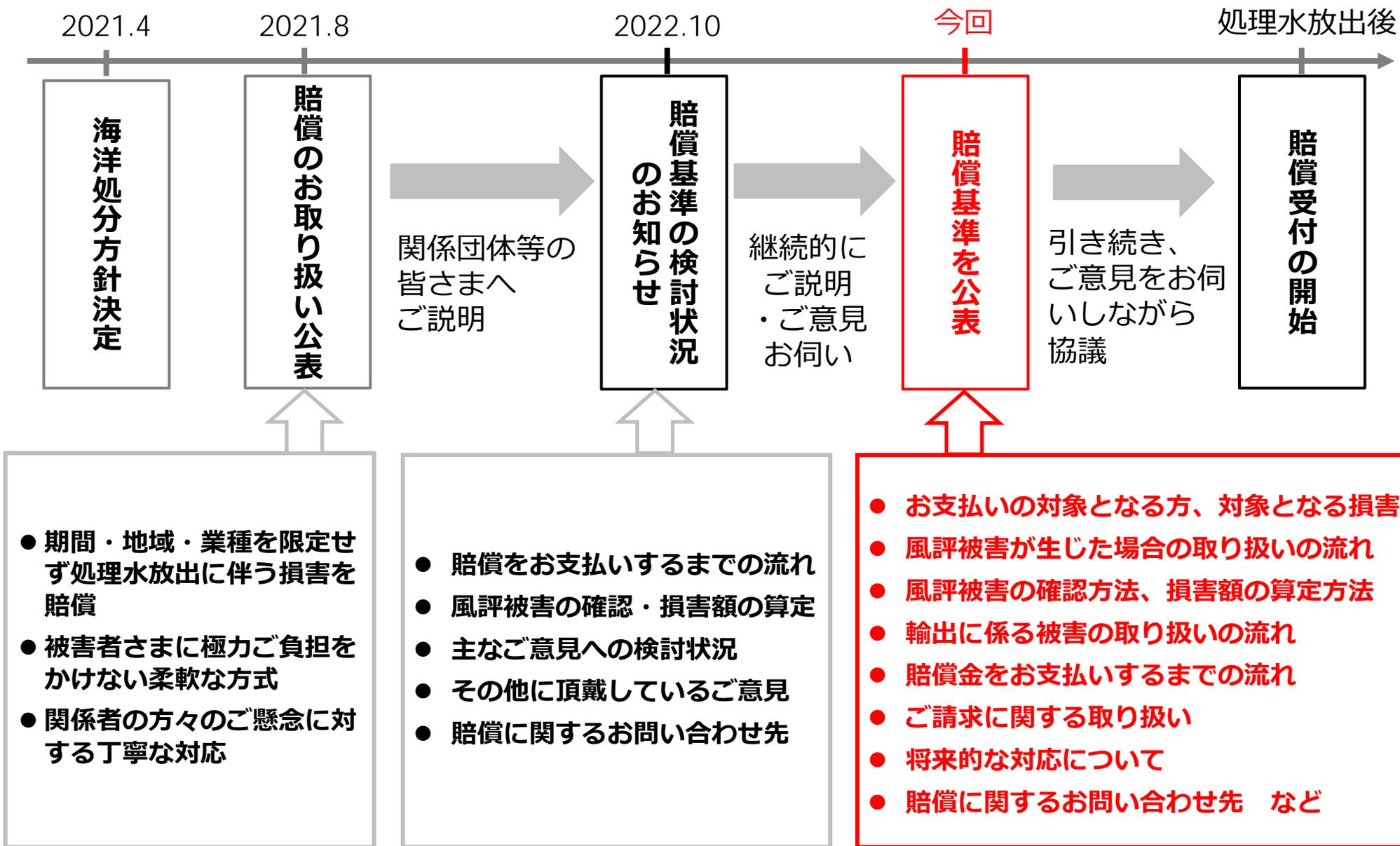
2022年12月23日  
東京電力ホールディングス株式会社

# 1. はじめに

---

- 当社は、多核種除去設備等処理水（以下、ALPS処理水）の放出による風評影響を最大限抑制すべく対策を講じます。それでもなお、ALPS処理水の放出に伴う風評被害が発生した場合には、その損害を迅速かつ適切に賠償してまいります。
- 本年10月7日にALPS処理水の放出に伴う賠償基準の検討状況をお知らせしていますが、以降に頂戴したご意見等も踏まえ、ALPS処理水の放出に伴う賠償基準を取りまとめましたので、お知らせいたします。
- この賠償基準は、賠償金をお支払いする上で定める必要のある風評被害の確認方法や損害額の算定方法等について、当社において検討した現段階の基本的な考え方を示したものです。これらの項目について、地域や業種の実情に応じた賠償を実施できるよう、今後も、関係団体等の皆さまからご意見を頂戴し、十分に協議を重ねつつ、具体的な内容を定めてまいります。また、ALPS処理水放出以降の風評被害の発生状況を踏まえ、適宜、見直したいと考えております。
- また、今回お示しする、漁業、農業、水産加工業・水産卸売業、観光業以外の業種につきましても、引き続き、ご意見を頂戴しながら、ALPS処理水放出に伴う損害に対して、適切に対応してまいります。

## 2. スケジュール



### 3. お支払いの対象となる方

- 原則として、ALPS処理水放出前から事業を営んでいる事業者さまにALPS処理水放出による風評被害が生じた場合が対象となります。

#### 【お支払いの対象となる方】

- ALPS処理水放出前から事業を営んでいる事業者さまのうち、ALPS処理水放出による風評被害が生じた方
- ALPS処理水放出前から上記事業者さまと取引関係がある事業者さまのうち、ALPS処理水放出に伴い上記事業者さまが被られた風評被害によって、損害が生じた方
- ALPS処理水放出後に新規に事業参入された方については、ALPS処理水放出が安全に行われている限り、原則、賠償対象となりません。  
ただし、ALPS処理水放出前から事業を営んでいる事業者さまからALPS処理水放出後に相続により事業承継された方に、ALPS処理水放出による風評被害が生じた場合は対象となります。

※ 現行の賠償が続いている方につきましては、ALPS処理水放出に伴い風評被害が生じた場合においても、これまでと同様の方式で損害を賠償させていただきます。

## 4. お支払いの対象となる損害

- お支払いの対象となる損害は、ALPS処理水放出による風評被害によって生じた逸失利益および追加的費用が対象となります。

### 【お支払いの対象となる損害】

#### 1. 逸失利益

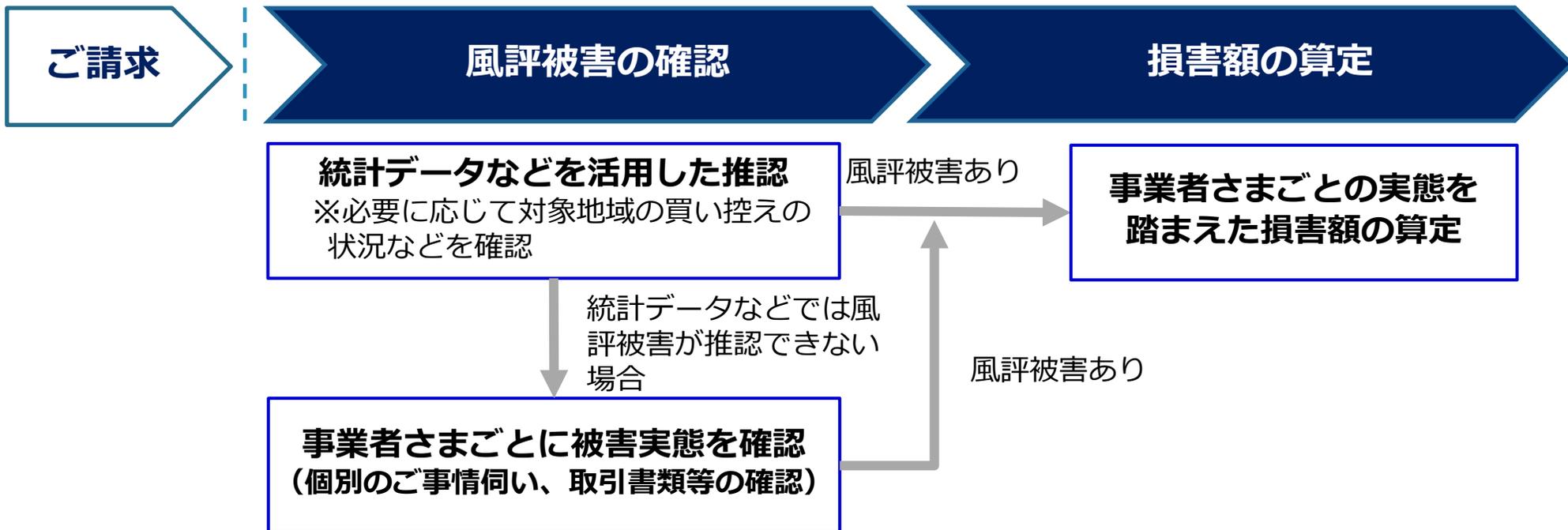
- ALPS処理水放出による風評被害によって生じた水産物や農産物の価格下落、事業の売上減少等による減収にかかる損害
- 上記損害を被られた事業者さまと取引関係にある事業者さまに生じた、当該取引の売上減少等による減収にかかる損害

#### 2. 追加的費用

- ALPS処理水放出による風評被害によって、ご負担を余儀なくされた費用

# 5. 風評被害が生じた場合の取り扱いの流れ

- ご請求をいただいた後、まずは、当社にて、統計データなどを活用して、対象地域における風評被害の有無を推認いたします。また、風評被害の確認にあたり、必要に応じて、対象地域における買い控えの状況などを確認させていただく場合があります。
- 風評被害が確認できた場合には、事業者さまごとにALPS処理水放出に伴う損害額を算定し、適切に賠償させていただきます。



# 6.1 業種別資料の構成

➤ 業種ごとの特性などを踏まえ、主に以下の内容について、改めて個別に整理しております。

- **風評被害が生じた場合の取り扱いの流れ**
- **風評被害の確認方法**
  - ✓ 推認に使用する統計データ
  - ✓ 統計データによる確認方法 など
- **損害額の算定方法**
  - ✓ 損害額の算定式
  - ✓ 基準価格・基準売上高の扱い など
- **賠償金をお支払いするまでの流れ**
  - ✓ ご提出いただく書類とご提出の時期
- **(参考) ご請求にあたりご準備いただきたい書類 (例)**

## 7. ご請求に関する取り扱い

- ALPS処理水放出に伴う風評被害のご請求にあたっては、これまでの賠償請求に比べて、請求書等の簡素化に加えて、段階ごとに必要な書類をご提出いただくことも可能にすることによって、ご負担軽減に繋がりたいと考えております。
- ご請求受付開始時期は、請求様式の準備が整い次第、ALPS処理水放出前までに改めてご案内いたします。
- ご請求時に準備をいただきたい書類については、業種ごとの資料において、まとめております。
- 引き続き、関係団体等の皆さまからご意見を頂戴しながら、受付体制や請求様式の準備等を進めてまいります。

## 8. 将来的な対応について

- ▶ ALPS処理水の放出に伴う賠償については、国のALPS処理水処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画（2022年8月26日）において、「風評被害の推認方法や賠償額の算定方法が、発生した被害の実態に則したものになっているか、政府も関係団体等の声を聞きつつ検証し、東京電力に対して結果に応じた見直しを指導」と記載されております。
- ▶ 上記の行動計画を踏まえ、ALPS処理水放出から一定期間経過後、風評被害の発生状況を検証したうえで、国のご指導も仰ぎつつ、関係団体等の皆さまからのご意見も踏まえ、必要に応じて、風評被害の推認方法や賠償額の算定方法などについて見直しを行ってまいりたいと考えております。

＜検証内容のイメージ＞ 統計データで推認された風評被害の現れ方、風評被害が発生した地域の地理的な繋がり、ALPS処理水に関する報道状況 等

- ▶ なお、ALPS処理水の放出に伴う賠償についても、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、「最後の一人まで賠償貫徹」という考え方のもと、柔軟な対応を行わせていただきたいと考えております。

## 9. 賠償に関するお問い合わせ先

- 今回、取りまとめた賠償基準を含め、処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償につきまして、ご意見やご質問がありましたら、下記の専用ダイヤル等にて承り、適切に対応させていただきます。
- 引き続き、関係団体等の皆さまからご意見を頂戴しながら、検討してまいります。

福島第一原子力発電所の処理水放出に関する損害賠償専用ダイヤル

**0120 - 429 - 250**

受付時間	9:00～19:00	(月～金(除く休祝日))
	9:00～17:00	(土・日・休祝日)